

経 済 産 業 省

(公 印 省 略)
20250501保局第1号
令和7年5月12日

公益社団法人日本保安用品協会
会長 藤井 信孝 殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 湯本 啓市

令和7年度全国鉱山保安週間について

経済産業省は、鉱山における自主保安活動を推進し、保安意識の高揚を図るとともに、広く国民の間に鉱山保安に関する認識及び理解を深め、鉱山災害及び鉱害の防止を図るため、本年度においても、別紙のとおり令和7年度全国鉱山保安週間実施要綱を定め、令和7年度全国鉱山保安週間を実施します。

つきましては、貴職におかれましても、貴傘下の鉱業権者等に対する周知等、効果的な実施のための対応をお願いいたします。

【連絡先】

責任者：大臣官房産業保安・安全グループ
鉱山・火薬類監理官 大川

担当者：香川、古賀

電 話：03-3501-1511（内線 4961）

メー ル：bz1-s-hoan-kozankayaku@meti. go. jp

令和7年度全国鉱山保安週間実施要綱

令和7年5月
経済産業省

1. 目的

全国鉱山保安週間は、鉱山における自主保安活動を推進し、保安意識の高揚を図るとともに、広く国民の間に鉱山保安に関する認識及び理解を深め、もって危害及び鉱害の防止に資することを目的として、昭和25年から毎年実施している。

国、関係団体及び各鉱山は、鉱山保安週間を契機として、更なる保安意識の高揚を図るとともに、自主保安活動をより一層推進する。

2. 期間

(1) 準備期間 6月15日(日)から6月30日(月)まで

(2) 全国鉱山保安週間 7月1日(火)から7月7日(月)まで

※ 「国民安全の日(7月1日)」に合わせて実施

(3) 事後の検討期間 7月8日(火)から7月31日(木)まで

3. 主唱者

経済産業省

4. 実施者

各鉱山及び関係団体

5. 主唱者及び関係団体における実施事項

次の方法により、本要綱に基づく「全国鉱山保安週間」の実施について、周知徹底及び効果的な実施を図る。

(1) ポスター等広報資料の作成・配布

(2) ホームページ等による広報

(3) 講演会、鉱山見学会等の実施

(4) 各鉱山の実施する事項に対する指導等

その他、鉱山保安に関する標語、ポスターの募集等「全国鉱山保安週間」にふさわしい行事の実施。

6. 各鉱山における実施事項

各鉱山は、本要綱に基づく「全国鉱山保安週間」の実施について、関係各位に対して周知し、令和5年度から取り組んでいる「鉱業労働災害防止計画」(第14次)及び「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針」(第6次)に盛り込まれた施策に焦点をあてた次の取組事項につき、優先順位を定め、効果的な実施を図り、もって日常の自主保安活動が活性化されるよう努める。

(1) 危害防止に関する取組事項

①発生頻度が高い鉱山災害に係る防止対策の推進

発生頻度が高い鉱山災害の撲滅・防止に向け、以下取組の推進を図る。また、実際に災害が発生した鉱山の事例（水平展開情報等）を参考に、各鉱山における対策事項（類似の災害が発生しないかなど）を検討し、計画、実施する。

ア 車両系鉱山機械に係る災害防止対策

- ・運転者及び運転補助者において、振動、衝撃等による負傷防止のためのシートベルト着用促進等
- ・鉱山道路における道路標識、転落防止設備等の保安設備の適切な設置や道路幅員・勾配等の基準の適合性点検

イ コンベアに係る災害防止対策

- ・プーリ等巻き込まれのおそれがある箇所に対する巻き込まれ防止用カバー・柵や標識等の適切な設置や破損等の点検及び改善
- ・非常停止装置等の安全装置の適切な動作点検及び改善
- ・清掃及びメンテナンス時の運転停止と適切な災害防止措置（電源遮断や作業札掲示等）が取られているかの確認

ウ 墜落に係る災害防止対策

- ・高所作業を行う通路や開口部に手すり・柵・覆い等の保安設備の適切な設置及び改善
- ・作業床の設置が難しい作業場所での墜落制止用器具の準備
- ・車両系鉱山機械における適切な昇降設備の設置及び改善

2 m未満からの墜落災害も一定数発生していることから以下の取組も実施する。

- ・はしごや脚立の使用前点検や天板上や天板をまたいでの作業禁止
- ・安定した体勢での作業、ヘルメット着用、安定した場所への設置等の適切な災害防止措置が取られているかの確認

エ 転倒に係る災害防止対策

- ・令和2年3月に厚生労働省が策定した「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」等を参考にした職場環境の改善や、転倒災害防止対策等の実施

※参考：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10178.html

②作業環境・施設等の点検、検査、整備

日頃行っている以下に掲げる項目の点検、検査、整備の継続的な見直しを行う。

- ・作業環境（天盤、路面、浮石、転石、通気、粉じん、通路、手すり等）、保護具
- ・施設、カメラ、センサー等（老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修の実施等）

③保安に関する計画・規程等の見直しに関する取組（鉱山保安マネジメントシステムの導入・運用の深化）

- ・各鉱山における保安方針、保安目標及び保安計画の従業員への周知徹底
- ・保安規程の記載内容について、現況調査等において洗い出したリスクに対応した記載になっているかの確認、遵守状況の確認、評価及び見直し

- ・作業手順書等で定める安全対策の内容が保安規程と紐づいているか、労働者が守れないルールとなっていないかの確認、遵守状況の確認、評価及び見直し
- ・非定常作業についても適切にリスクの洗い出しができていないか、対策状況の確認、評価及び見直し
- ・指差呼称、5S活動（整理、整頓、清掃、清潔、躰）など日常的な保安活動の活性化
- ・ヒヤリハット報告や残留リスクに基づく危険箇所の表示等「危険の見える化」の実施

④保安教育に関する取組

- ・ヒューマンエラー対策等に関する講習会等の開催（特に危険軽視、慣れなどに紐づく危険行動など）
- ・危険体感訓練や危険予知活動など災害に対する感性を養う取組の実施

※参考：[kikentaikan6-1.pdf](#)

- ・経験豊富な高齢労働者のノウハウの継承のための取組

（２）鉱害防止に関する取組事項

①坑廃水处理施設、鉱煙発生施設、集積場・沈殿池等の点検・検査・整備

- ・各施設の日々の点検の見直し、定期的な検査、必要な整備（老朽化整備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等）の実施
- ・未処理水の流出等の災害が発生した場合の連絡体制の確認、緊急時対応の計画
- ・実際に災害が発生した鉱山の事例（水平展開情報等）を参考に、各鉱山における対策事業の計画、実施
- ・坑廃水处理を必要とする休廃止した金属鉱山等のレジリエンス強化に関する措置すべき改善策の実施

②鉱害防止のための緑化の推進等の採掘跡地等の整備

- ・採掘跡地及び集積場の覆土・植栽に向けた取組の実施

③鉱害防止に関する地域住民との懇談会等の実施

- ・鉱害防止に関する地域住民との懇談会、学生、生徒等に鉱害防止施設の公開、事業説明の実施等

（３）大雨や地震等の自然災害に備えた設備点検

近年激甚化している大雨や地震災害等に備えた点検等

- ・露天採掘切羽、鉱山道路、残壁等の崩壊、土砂崩れのおそれがないかの確認、避難場所の設定や周知、避難訓練の実施等
- ・停電時による設備停止に備えた、発電機の準備、連続稼働時間、動作の確認

（４）保安に関する意識の高揚に関する取組事項

鉱山保安の意識高揚を目的とする標語、絵画、写真、作文等の募集・展示、鉱山見学会、社内保安表彰等「全国鉱山保安週間」にふさわしい行事の実施